

公益財団法人ふくい女性財団定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人ふくい女性財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、女性の自立と社会参加の促進に関する事業を行い、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 女性に関する問題の情報収集および情報提供に関する事業
- (2) 女性団体の活動への支援および交流の促進に関する事業
- (3) 女性に関する研修、意識啓発および文化活動等に関する事業
- (4) 女性の国際交流の推進に関する事業
- (5) 福井県の委託を受けて行う福井県生活学習館チャイルドルームの運営
- (6) 育児と仕事の両立支援事業
- (7) 主に女性に関する職業紹介事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げる事業は、福井県内において行うものとする。

第2章 財産および会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産およびその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表1の財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において、基本財産とすることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持および処分)

第6条 基本財産については、適正な維持および管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由によりその全部もしくは一部を処分または担保に提供する場合には、理

事会において3分の2以上の議決を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、銀行その他の金融機関等への定期預金、信託会社への信託または国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第10条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第11条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受け、その事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、または承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金および重要な財産の処分または譲受け)

第13条 この法人が、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を得なければならない。

2 この法人が、重要な財産の処分または譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(会計原則等)

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第3章 評議員

(定数)

第15条 この法人に評議員5名以上8名以内を置く。

(選任等)

第16条 評議員の選任および解任は、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の議決により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員およびその配偶者または3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハまたはニに掲げるものの配偶者

へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらのものと生計を一にする者

(2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者または管理人の定めのある者にあつては、その代表者または管理人)または業務を執行する社員である者
ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)または認可法人(特別の法律により設立され、かつその設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 評議員は、この法人の理事または監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届出なければならない。

(権限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第21条に規定する事項の議決に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

- 第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
 - 3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

- 第19条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員等の報酬および費用弁償規程による。

第4章 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第21条 評議員会は、次の事項について議決する。

- (1) 理事および監事の選任および解任
- (2) 理事および監事の報酬等の額の決定およびその規程
- (3) 各事業年度の決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡または公益的事業の全部の廃止
- (7) 基本財産の処分または除外の承認
- (8) その他評議員会で議決するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(種類および開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会および臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎年1回毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第23条 評議員会は、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第24条 理事長は、評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各評議員に対して招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第26条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条 評議員会の議決は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第189条第2項の規定する事項およびこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数を持って決し、可否同数のときは議長の裁決することによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(議決の省略)

第28条 理事が、評議員会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第29条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員への報告があったものとみなす。

(議事録)

第30条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 評議員会の議長およびその会議において選任された議事録署名人2名が前項の議事録に署名押印しなければならない。

第5章 役員

(種類および定数)

第31条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長、専務理事を持って同法第197条が準用する第91条1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第32条 理事および監事は、評議員会において選任する。

2 理事長および副理事長は、理事会において選任する。

3 専務理事は、理事のうちから理事長が選任する。

4 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分1を超えてはならな

い。監事についても、同様とする。

7 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務および権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指定した副理事長がその職務を代行する。

4 専務理事は、理事長の命を受けて、この法人の通常の業務を処理する。

5 理事長および副理事長ならびに専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第34条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務および財産の状況を調査すること、ならびに各事業年度に係る計算書類および事業報告等を監査すること。

(3) 理事会に出席し、必要あると認めるとき意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または、法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会および理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただしその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または、著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠または増員により選任された理事の任期は、前任者または現任者の任期の残任期間

とする。

- 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
- 5 役員は、第31条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第36条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第37条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員等の報酬および費用弁償規程による。

(取引の制限)

第38条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除または限定)

第39条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 規則の制定、変更および廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長および副理事長の選任および解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分および譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任および解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止

(種類および開催)

第42条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的事項を記載した書面をもって理事長に召集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集したとき。
- (4) 第34条第1項第5号の規定により、監事から理事長に召集の請求があったとき、または監事が召集したとき。

(招集)

第43条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合および前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号または第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の日の1週間前までに各理事および各監事に対して召集の通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第45条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第46条 理事会の議事は、この定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(議決の省略)

第47条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、その議案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第48条 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第33条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第49条 理事会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長および出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 企画運営委員会

(企画運営委員会)

第50条 この法人に、企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会はこの法人の企画運営に関し必要な事項を審議し、事業を実施する。

3 企画運営委員会の委員は、理事長が委嘱する。

4 前3項に定めるもののほか、企画運営委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第8章 賛助会員

第51条 この法人の目的に賛同する個人、法人およびその他の団体を会員とすることができる。

2 前項に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会において定める。

第9章 定款の変更、合併および解散等

(定款の変更)

第52条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的および第4条に規定する公益目的事業ならびに第16条第1項に規定する評議員の選任および解任の方法ならびに第55条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員会において、議決に加わることができる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的および第4条に規定する公益目的事業ならびに第16条第1項に規定する評議員の選任および解任の方法について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項にかかる定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第53条 この法人は、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2の議決により、他の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡および公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条に規定する事由およびその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第55条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第57条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局長および事務局員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

(備え付け帳簿および書類)

第58条 事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事および評議員の名簿
- (3) 許可、認可等および登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書および収支予算書
- (8) 事業報告書および計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿および書類

第11章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第59条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により、別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第60条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により、別に定める個人情報保護規程による。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第61条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補 則

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事および監事は、次に掲げる者とする。
理事 松田千鶴子、野田美智子、海道洋子、鷺田悦郎、林雅則、今富廣子、下野谷定枝、前川百合子、齊藤博子、山崎栄一、芝美代子、朝日力子、高屋勝一、長谷川淳一、岡本幸江、
監事 三輪隆三、重久博子
- 4 この法人の最初の理事長は松田千鶴子とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
荒卷仁、石森利栄、上野笑子、加藤まどか、北島三男、新道麗子、堂田英治、西村重稀

別表第1 基本財産

(第5条関係)

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	利付国債他

